

令和7年度高次脳機能障がい通所教室運営事業 (短期プログラム研究開発・実践) 業務委託仕様書

1 事業の名称

令和7年度高次脳機能障がい通所教室運営事業(短期プログラム研究開発・実践)

2 事業の目的

本事業は、高次脳機能障がい者等が、障がいについて学び、社会参加に必要な知識や技能を集団で訓練する「通所教室」について、高次脳機能障がい支援拠点機関等と連携し、障がい当事者のニーズや状況等に応じた短期プログラムの研究開発・実践に取り組み、宮崎県内での展開を図ることで、高次脳機能障がい者等の自立や社会参加への支援普及を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務委託の範囲

受託者は、本業務委託に係る下記の業務を行うものとする。

- (1) 事務局の設置及び事務局業務
- (2) 通所教室に係る短期プログラムの研究開発・実践
- (3) その他上記(1)及び(2)の執行に必要な業務

5 業務委託の内容

(1) 事務局の設置及び事務局業務

本事業に係る運営全般を行うための実施体制を有する事務局を設置し、本事業の企画・運営、スケジュール・経費の管理、問合せ対応等の実務を行う。

(2) 通所教室に係る短期プログラムの研究開発・実践

①研究について

宮崎県において令和4年度から実施している「通所教室」の24回プログラム(※)を踏まえつつ、県内各地域で生活する障がい者が最寄りの施設等で受講できるように宮崎県内の就労移行型事業所等の福祉施設等において実践可能なものを前提として、障がい当事者の多様なニーズや状況等に応じた短期プログラム(最大12回程度)を研究開発する(提案時に全てのプログラムが構築されている必要はなく、研究方針等のみでも構わない)。

プログラムの研究方針等については、受託者の自由提案とする。障がい当事者のニーズ等の例示については、以下に掲載する「研究提案例」を参考にすること(受託者が独自に把握・認識しているニーズ等を除外するものではない)。

なお、プログラムの研究に当たっては、医療や職業リハビリ実施機関等の知見を取り入れ、職場復帰や就労を希望する高次脳機能障がい者等が、自己の障がい特性や獲得が望ましい代償手段等について学ぶことができる観点、日常生活での自立、買い物や移動などの社会活動

手段の習得を含んだプログラムがより望ましい。

また、リハビリの様子を見学により公開できるとなお望ましい。

※「通所教室」の24回プログラム

主に、以下の内容を中心とした集団訓練プログラムであり、詳細については別添のとおり。

- 自己の障がいへの気づきのための学習
- 失われた機能の代償となる手段の活用及び習慣化を図る訓練
- 生活技能訓練 等

(研究提案例)

- ・ 受託者の専門的見地に基づく課題解消型短期プログラム

→例) 課 題:「退院後の支援がつかないこと」

解消法: 高次脳機能障がい(疑いを含む)のある退院者へのステップアップ通所プログラム(生活技能訓練や障害福祉サービス等の情報提供など)

- ・ 社会(職場)復帰特化型短期プログラム

→24回プログラムを修了した方、一般就労又は就労継続支援が可能な方などを対象とし、障害者職業センター等と連携しながら実施するもの

②実践について

高次脳機能障がい者等(疑いのある者を含む)に対して短期プログラムの実践を行う。

実践方法は、原則として受託者による自由提案とするが、以下の点を考慮の上、提案すること。

ア 開催方法・場所

原則として対面開催(会場確保を含む)とする。応募状況にもよるが、宮崎市以外で開催することで宮崎県全体への波及させることができればより望ましい。

イ テキスト等の作成・使用

上記5(2)①に沿った内容のテキスト等を必要に応じて作成し、使用する。なお、第三者の著作物が含まれている場合は、当該第三者から利用許諾を取得するなど著作権の侵害に留意する。

ウ 受講者(対象者)

原則として、宮崎県内在住の高次脳機能障がい者(疑いのある者を含む)とする。ただし、宮崎県内に在学・在勤する者で受講(通所)可能と認められるものについては、宮崎県と協議し決定する。

エ 受講者(対象者)の募集

通所教室の集団訓練効果という観点から、「3名以上」を募集することとし、適宜、募集に関する広報等を行う。なお、募集において、条件等を設定する必要がある場合は、宮崎県と協議し、決定する。

オ 講師等の提案・決定

短期プログラムの内容に応じた講師等の人材を提案し、宮崎県と協議し決定する。

カ 受講生の決定

別添「高次脳機能障がい通所教室運営事業実施要綱」を参照し決定すること。

キ 受講費用

原則として「無料」とするが、受講に係る実費相当部分を受講者に自己負担させることができる。ただし、自己負担額については少額とし、その額等については、宮崎県と協議し決定する。

ク アンケート調査

受講者に対して「満足度に係るアンケート調査」を行う。

修了後の全体的な満足度調査のみ調査必須項目とし、その他項目は自由提案とする。

(3) その他上記(1)及び(2)の執行に必要な業務

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、宮崎県と緊密に連携し、不測の事態等により業務を実施することが困難になった場合には、遅滞なくその旨を宮崎県に連絡し、その指示に従うこと。

なお、受託者は、業務の過程において宮崎県から指示された事案については、迅速かつ的確に実施すること。

- (2) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分留意すること。

- (3) 経費執行の面からも戦略的な計画を行い、本件研修の質の確保に努めること。

(例：地方公共団体（宮崎県を含む。以下同じ。）との協力による会場借用費の減免、地方公共団体や地元団体の協力による広報の強化など）

- (4) 本業務委託に係る経費については、証拠書類に基づき精算すること。

- (5) 本業務委託に当たって、宮崎県から提供を受けた文書（「文書、図画及び写真並びに電磁的記録」をいう。以下同じ。）及び受託者が作成した文書については、全て宮崎県に帰属するものとする。

- (6) 受講案内のほか、各種広報物を作成・配布するに当たっては、事前に宮崎県の確認を受けた上で行うこと。

- (7) 契約書及び本仕様書に定めがない事項については、宮崎県と受託者の十分な協議の上、決定する。